

工事名：富山公共下水道浜黒崎浄化センター第一系列水処理設備改築(その2)機械設備工事

[公共39]

記

質問	回答
<p>【施工制約について】</p> <p>NO.1-1、1-2反応タンクの撤去工事、NO.1-5、1-6反応タンクの設置工事、返送汚泥流入可動堰の更新にあたり、施工時期、施工手順、1系の稼働池数などについて、制約条件がありましたらご教示願います。</p>	<p>1-1～1-8反応タンク(1系全体)は現在運用しておりません。</p> <p>一部井戸水を貯留している槽がありますが、工事のため排水の必要のある場合は、既設の排水ポンプ及び工事側設置の仮設ポンプにて排水をお願いします。</p> <p>返送汚泥流入可動堰の更新にあたり、1系返送汚泥水路をドライ化する必要があり、現状、1系反応タンクは停止中ですが、返送汚泥水路は運用中の2系と繋がっているため、1系の返送汚泥水路も汚水が滞留しております。よって、1系のみをドライ化する際、本工事にて1系と2系間を仮設間仕切り後、1系水路を市側で浚渫してからの更新作業を想定しております。</p> <p>施工時期については、処理場運用に影響の少ない渇水期に実施する予定とし、施工手順を含む詳細については、受注者が浜黒崎浄化センターと協議することとします。</p>
<p>【アスベストについて】</p> <p>撤去範囲の設備・資材や建築物等にアスベストの含有が確認された場合、処理については変更協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>設計ではアスベストの撤去は含まれておりません。施工にあたり、アスベストの含有が確認された場合は、別途、受注者と処理について協議することとします。</p>
<p>【撤去工事について】</p> <p>反応タンク風量調節弁が撤去図面では撤去対象となっておりますが、特記仕様書では記載がありません。特記仕様書と図面、どちらを正と考えれば良いでしょうか。</p>	<p>既設の反応タンク風量調節弁は撤去対象です。特記仕様書の撤去品については弁類まで標記はされておられませんので、図面が正となります。</p>
<p>【配管被覆について】</p> <p>特記仕様書 第4章 複合工 第3条 配管 散気用空气管について、今回施工範囲においては、被覆工事はないものと考えて良いでしょうか。</p>	<p>本工事においては、被覆工は範囲に含まれません。</p> <p>(日本下水道事業団編「機械設備工事標準仕様書」(第6章 反応タンク設備、第7節配管設備) 日本下水道事業団編「機械設備工事一般仕様書」による。)</p>